

2019年（令和元年）8月14日

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける
一部委託終了後の記録に係るQ&A

「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける諸記録の取扱いについて」（2019年4月17日付事務連絡。以下、「事務連絡」といいます。）において、一部委託終了後、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）は居宅介護支援事業者から記録等を収集する必要がある旨を記載していますが、このことについていただいた質問をまとめましたので、ご確認ください。

Q1：

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」といいます。）の提供が終了し、介護予防支援等の提供に関する記録を保存するにあたって、文書等をデータで保存することは可能か。

データでの保存とする場合、原本は破棄してしまってよいのか。

A1：

介護予防支援等の諸記録の保存が規定されている理由は、介護予防支援等の提供終了後であっても、提供に係る疑義や報酬請求に係る疑義が生じた時には、介護予防支援等が基準に沿って提供されていたかを検証する必要があることから、介護給付費の返還請求権が時効消滅するまでの5年間は検証できるようにするためです。

また、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下、「基準省令」といいます。）第28条第2項の「指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（本市においては5年間）保存しなければならない」という規定は保存の形態までを規定しているものではありません。

したがって、本市では、介護予防支援等の提供終了後、必要時に介護予防支援等の提供の記録が確認・検証できる形で保存されていれば問題ないと考えため、紙でもデータ形式でも、保存の形態は問いません。

また、データ形式での保存を行うことにより、原本を破棄することは構いませんが、保存形態の如何を問わず、記録の破損・紛失・誤った破棄等についてご留意いただき、適切な保存管理をお願いいたします。

Q 2 :

介護予防支援等の一部委託が終了した場合は、受託していた居宅介護支援事業者で保有している当該対象者の情報については、破棄しなければいけないのか。

事業所で使用しているシステム上、消すことができない場合があるが、どうすればいいのか。

A 2 :

基準省令第 28 条第 2 項の規定から、介護予防支援等の提供が終了した場合の記録の整備の義務は「介護予防支援事業者」にあることになり、受託していた居宅介護支援事業者が当該利用者の情報を保有し続けることの根拠となる規定はないため、一部委託が終了した際には居宅介護支援事業者において当該対象者の情報は破棄すべきものと考えます。

しかし、システム上の都合等で、当該対象者の情報を一部委託終了後も保有し続けなければならないことが想定される場合については、契約時にあらかじめ同意を得る等、個人情報の取扱い等に留意し、必要な対応を行ったうえで保有してください。

Q 3 :

対象者が要介護認定を受けたことによる介護予防支援等の提供の終了に伴い、介護予防支援等の一部委託が終了した場合であって、受託していた居宅介護支援事業者が引き続き、当該対象者の居宅介護支援を担当する場合であっても介護予防支援等の記録は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）へ返却するのか。

A 3 :

介護予防支援等の提供に関する記録の整備については、基準省令等により、介護予防支援事業者がその完結の日から 5 年間保存しなければならないものと規定されており、介護予防支援等の提供の終了に伴い、介護予防支援等の一部委託が終了した際は、その提供に関する記録は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）へ返却し、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が整備し、保存すべきものとなります。

また、受託により担当していた利用者が要介護認定を受け、居宅介護支援の提供を開始するに当たっては、新たにアセスメントを行い、居宅サービス計画を作成することとなるので、原則として、居宅介護支援事業者は再度、対象者の情報を得て、新たに居宅介護支援の提供の記録として整備するものです。

なお、基準省令第 30 条第 27 号に「担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報の連携を提供する等の連携を図るものとする。」と規定されていることから、基準省令第 30 条第 27 号に基づき、当該対象者の居宅介護支援の提供にあたって、介護予防支援事業者（地域包括

支援センター) から情報を得ることは可能です。

Q 4 :

介護予防支援等の提供終了後の記録の整備・保存を居宅介護支援事業者の一部委託する業務とすることは可能か。

A 4 :

居宅介護支援事業者が委託契約に基づき、介護予防支援等の提供を終了した利用者の記録を整備・保存することについては、介護保険法上、介護予防支援等の一部委託の業務として禁止する規定はないため、介護予防支援等の一部委託契約の業務とすることは可能であると考えます。

しかしながら、利用者への関わりが終了した後も受託した居宅介護支援事業者に介護予防支援等の記録の保存について契約上の義務が残り続けることとなり、また、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)においても、記録の保存に係る業務委託の管理を介護予防支援等の提供終了後も引き続き行わなければならないといった手間やリスク等が生じることが考えられることから、本市としては一部委託の業務として介護予防支援等の提供終了後の記録の整備・保存は想定をしておらず、また、推奨はしません。

介護予防支援事業者(地域包括支援センター)及び居宅介護支援事業者において、介護予防支援等の提供終了後の記録の整備・保存の業務を委託・受託しようとする場合については、適切な記録の整備・保存が可能か等、生じうるリスク等について十分検討いただき、委託・受託することとしてください。

以 上

(事務担当)

藤沢市役所

介護保険課総務・給付担当

電話 0466-50-3527 (直通)

地域包括ケアシステム推進室

福祉総合相談支援センター

電話 0466-50-3523 (直通)